

## 沼田市ママ・パパの子育てを応援する企業奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、男性の育児参加の促進と女性の活躍を推進し、安定した雇用を創出するため、育児休業等を取得した労働者を雇用する中小企業者に対し、予算の範囲内において交付する沼田市ママ・パパの子育てを応援する企業奨励金（以下「奨励金」という。）について、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 常時雇用する労働者が300人以下の事業活動を行う事業主をいう。  
ただし、国及び地方公共団体を除く。
- (2) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をいう。
- (3) 育児休業等 育児休業並びに各事業所において就業規則又は労働協約等（以下「就業規則等」という。）に規定されている育児のための休業及び休暇をいう。
- (4) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。

### (交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる中小企業者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 沼田市内に店舗、工場又は事業所を有するもの
- (2) 市税の滞納がないもの
- (3) 雇用保険の適用となっているもの
- (4) 就業規則等に育児休業等について規定しているもの
- (5) 勤務を要しない日を除いて連続する5日以上の子育て休業等を取得し、職場復帰後1月以上勤務している労働者（以下「対象となる労働者」という。）がいるもの

### (奨励金の額)

第4条 奨励金は、前条に規定する中小企業者に対し、育児休業等を取得させた期間に応じ、対象となる労働者1人当たり、別表に掲げる額とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、対象となる労働者が職場復帰して1月を経過した日から2月以内又は当該経過した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、沼田市ママ・パパの子育てを応援する企業奨励金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 就業規則等の写し
- (2) 母子健康手帳その他子の出生の事実が証明できる書類の写し
- (3) 雇用保険適用事業所設置届等の雇用保険適用事業主と確認できる書類の写し
- (4) 対象となる労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (5) 対象となる労働者の出勤簿等の職場復帰状況の確認できる書類の写し
- (6) 市税の完納証明
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、奨励金の交付の可否を決定し、沼田市ママ・パパの子育てを応援する企業奨励金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年3月26日告示第7号）

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の沼田市ママ・パパの子育てを応援する企業奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に育児休業等から職場復帰した労働者がいるものについて適用し、同日前に育児休業等から職場復帰した労働者がいるものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

育児休業等取得期間	奨励金の額
5日以上1月未満	1万円
1月以上3月未満	3万円
3月以上6月未満	5万円
6月以上9月未満	8万円
9月以上12月未満	10万円
12月以上	12万円

備考 対象となる労働者が男性の場合の奨励金の額は、この表に定める額の3倍の額とする。